

○滝川市の規程の準用に関する規程

昭和56年10月1日
訓 令 第1号

滝川市の規程の準用に関する規程（昭和46年滝川市ほか2町衛生施設組合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 中空知衛生施設組合の運営について、他に特別に定めのあるものを除くほか、滝川市規程を準用する。

（準用規定）

第2条 準用する滝川市規程は、次に掲げるとおりとする。

- （1）滝川市事務決裁規程（昭和55年滝川市訓令第3号）
- （2）滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）
- （3）滝川市公用文に関する規程（平成7年滝川市訓令第5号）
- （4）辞令規程（昭和46年滝川市訓令第8号）
- （5）滝川市職員服務規程（昭和46年滝川市訓令第9号）
- （6）滝川市職員の勤務評定及び自己申告に関する規程（昭和46年滝川市訓令第10号）
- （7）滝川市物品等区分取扱規程（昭和57年滝川市訓令第7号）

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月7日訓令第1号）

この訓令は、平成13年12月7日から施行する。